

令和6年度「滋賀のみち」作成業務委託 仕様書

1. 業務名

令和6年度「滋賀のみち」作成業務

2. 業務の趣旨

県民の方および国や他府県市町の行政関係者へ滋賀県の道路について魅力を発信し、道路行政に関心・興味を持ってもらえるパンフレット「滋賀のみち」を作成する。

3. 委託期間

契約締結日～令和7年(2025年)3月28日

4. 仕様

○県民の目線で、滋賀県の道路をアピールするために、折り方も含め、表面（記事面）についてデザインし、印刷用データを作成すること。

○本業務においては、裏面（地図面）の作成および印刷は不要。

○裏面の地図は一面活用とする。

○仕上がりは下記のとおり。

・寸法：現行の「滋賀のみち」と同様サイズ

（一面広げて752mm×1088mm、折込後272mm×187mm）縦横自由

・紙質：マットコート紙90kg

○なお、記事の材料については、6. 留意事項(3)に基づき提供するものとする。

（以下、提供データ①、提供データ②）

提供データ①：道路行政に関する情報をとりまとめた参考資料

提供データ②：滋賀県の道路に関するトピックをとりまとめた参考資料

○参考として、現行版の「滋賀のみち」電子データも提供可能である。

○表紙に以下の内容を入れること。

・タイトル「滋賀のみち」

・写真4枚（提供データ①の一部）

○提供データ②については、県民の目線に立って知りたい内容を取捨選択するとともに、魅力発信できるようなデザインや構成で作成すること。

○記事の材料や写真（提供データ①、②）についてはそのまま使用せず、アレンジすること。

○イラストの作成も含む。

5. 成果物の納品

- 滋賀県土木交通部道路整備課企画係に納品すること
- 納期は双方で協議の上決定する。（令和6年度内必須）
- 印刷用データはPDF形式で納品すること。なお、PDFはフォントをアウトライン化すること。
- 印刷時に発生する四隅の余白（トンボ）は有・無の両方を納品すること。

6. 留意事項

- (1) 本契約における成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、委託料の完済をもって受託者から滋賀県土木交通部道路整備課企画係に譲渡されるものとする。
- (2) 作成にあたっては、担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 現行版の「滋賀のみち」および 提供データ①、②については、実施要領9に記載の問い合わせ先、電子メールにて提供希望の旨を連絡の上、提供するものとする。